平成３０年（フ）第３０２号
仙台市若林区中倉２丁目25番43―304号
債務者　小野寺　巧
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３０３号
仙台市若林区中倉２丁目25番43―304号
債務者　小野寺かつ子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３７２号
仙台市太白区西中田６丁目21番４―404号
債務者　須永　拓郎
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４１２号
宮城県黒川郡大郷町粕川字熊野脇51番地の２山中団地１－７
債務者　蜂谷　玲奈
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第６１号
福島市飯坂町湯野字毛字６番地の５しゃくなげマンション205
債務者　田中　徳秀
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第１３６号
新潟市中央区出来島１丁目３番９号　ロイヤル千歳21　207、前住所新潟市中央区鳥屋野２丁目３番17号　ダイアパレス鳥屋野406号
債務者　西　有美子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７１号
新潟市中央区東湊町通２ノ町2577番地１　マンション豊照703号、住民票上の住所新潟市中央区東湊町通２ノ町2577番地１　マンション豊照708号
債務者　伊藤　久義
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７２号
新潟市中央区東湊町通２ノ町2577番地１　マンション豊照703号、住民票上の住所新潟市中央区東湊町通２ノ町2577番地１　マンション豊照708号
債務者　伊藤みつ子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４号
新潟県佐渡市千種171番地　ほおずき荘102号
債務者　本間　洋子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成３０年（フ）第１２４号
岐阜県関市北天神３丁目２番２―103号
債務者　斉藤　正子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１２５号
岐阜県関市北天神３丁目２番２―103号
債務者　斉藤　真司
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２００号
岐阜市今嶺１丁目９番11―201号（グリーンハイツ銀嶺）、前住所岐阜県養老郡養老町船附310番地15
債務者　小澤由美子（旧姓松葉）
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第８９号
静岡県富士市岩本581番地の24　市営住宅岩本山団地北棟103号
債務者　服部　志美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第２４号
三重県名張市すずらん台東１番町262番地
債務者　辻本　有沙
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第４０号
大津市玉野浦６番37号　タケウチハイツ203、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字内池338番地ガーデン・スクエア貴Ⅱ101号
債務者　木下　　優
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６２号
大津市坂本２丁目10番18号セジュール21　103号
債務者　竹岡　　敏
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大津地方裁判所民事部